

平成22年度 入札監視委員会議事概要

陸上自衛隊北部方面隊

開催日及び場所	平成22年11月25日(木) 北海道防衛局4階会議室
委員	阿座上委員長(地域経済研究所理事長) 神谷委員(北海道教育委員会委員長) 齋藤委員(弁護士) 杉下委員(公認会計士・税理士)

契約実施機関が締結する契約に関する審議

陸上自衛隊北部方面隊

審議対象期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日
審議対象件数	31,379件

1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数	10件	(審議概要)
一般競争	7件	・陸自担当者から契約状況の説明 ・対象案件より抽出された10件の概要について陸自担当者が説明、委員会による審議
指名競争	0件	
随意契約	3件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	【抽出案件】 ○一般競争 ①〔陸上自衛隊横津岳無線中継所で使用する電気〕 ・契約方式を一般競争契約とした理由は何か。 ・予定価格の算定要領を説明されたい。 ・一般競争契約ではなく、随意契約の方が、馴染むのではないか。 ○一般競争 ②〔強化精麦ほか〕 ・糧食品121品目の全てを個々に入札したのか。	・落札した電力会社以外に電気の小売りを行う特定規模電気事業者の参入が可能であり、一般競争とした。 ・電力会社の約款を調査価格として、算定している。 ・他方面隊の自衛隊駐屯地においては特定規模電気事業者が参入しており、道内だから随意契約という選択肢は考えていない。 ・同一会場で全品目を1回で入札した。

・入札時間はどのくらいかかるのか。

・契約業者は、74品目の糧食品の多数を落札しているが、74品目以外の糧食品を落札した業者は何者いるのか。

・入札の実施要領について説明されたい。

・入札当日に応札し、落札決定するのか。

・予定価格の算定要領と落札率について説明されたい。

○一般競争

③〔トイレ用洗剤ほか〕

・予定価格の算定要領を説明されたい。

○一般競争

④〔給食業務部外委託役務〕

・安価であればいいというものでもないが、給食の評判はどうかなのか。

・防衛弘済会も応札しているが、本役務の実績はあるのか。

○一般競争

⑤〔皮なし松丸太ほか〕

・応札の結果、3者の内1者が安価となっている理由は何か。

・約2時間半である。

・毎回、糧食品の入札を実施しているが、40者くらいと記憶している。

・220品目の糧食品を約20品目毎に分けた入札書を準備し、各業者が対応できる糧食品目毎に、単価を記入し応札する要領にて実施している。

・落札判定を容易にするため、業者の入札書を貼り合わせて比較する等、手作業で行い入札当日中に落札決定する。

・予定価格は、市場価格調査で算定しているが、糧食品は値動きが激しいため、入札の直前で調査を行う関係上、落札率100%が増える結果となった。

・予定価格は、市場価格調査及びカタログ価格を参考とし、算定している。

・5名に対し1名以上の調理師免許保有者を配置するとともに、監督官が給食作業における監督を行っていることもあり、以前、隊員が調理していた時に比して、良い評判である。

・アウトソーシングは昨年度からであるが、実績はない。

・入札後、応札価格について確認したが、在庫を自社で保有していたことによる在庫処分とのことである。

○一般競争

⑥ [Aalto ECほか]

・一般の病院も試薬を購入するものとするが、比較した場合単価は変わるのか。

・通常の医薬品との違いは何か。

・業者の応札者数と契約業者の落札した品数は、どれくらいか

・調達数量は、年度当初に把握しているのか。

・1年を通じ市場価格が高騰した場合はどうなるのか。

○一般競争

⑦ [電話料]

・入札した結果、落札業者と他1者の応札価格の差の理由は何か。

・通信機種の数量、機種料金及び履行期間は、どれくらいか。

○一般競争入札後不落随意契約

① [航空券ほか]

(一般競争入札後不落随契)

・本契約の新千歳空港～羽田空港間の航空券はいくらか。

・札幌医大などとは、購入数量が大幅に異なり、試薬単価は、比較にならない旨を入札参加業者に確認した。

・大量に使用する治療用の医薬品とは異なり、病院内で病状、病気の原因を特定するために必要な検査薬品である。

・入札に9者が応札しており、契約業者は284の試薬品の内194の試薬品を落札した。

・試薬品は、毎年の流行する病気によって、調達数量も変化する関係上、数量を確定できないことから単価契約としている。去年であれば、インフルエンザの判定薬を発注しても市場になく、調達できない等の時期もあり、発注者側、業者側も把握することが難しい。

・その年度当初に契約期間を1年としていることから、市場価格が高騰したとしても、当初の単価で納品している。

・応札価格は、通信機種の選定や通信料により差が生じる。高額な応札業者は、独自の通信回線を保有しておらず、内訳として他社の通信機種の選択を確認したところ、他者回線等の利用・仲介が必要となるため、高額となっている。

・数量36台、機種料金は2,100円、履行期間は10ヶ月である。

・割引率は搭乗日により異なるが、片道航空券で最低価格18,360円、最高価格23,250円である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定要領について説明されたい。 <p>○ 随意契約</p> <p>② [プロパンガス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近傍でプロパンガスを取扱う業者、見積りに応じた業者は何者あるのか。 ・ 昨年ほどの業者と契約したのか。 ・ プロパンガスの価格は1年間同じなのか。また、家庭用の価格はどうか。 ・ 一般の都市ガスは、調達しないのか。 ・ 業者側の負担はどこまでか。 <p>○ 随意契約</p> <p>③ [#39建物建具補修工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定について説明されたい。 ・ 随意契約とした理由は何か。 ・ 見積り依頼した業者は、施工実績があるのか。 ・ 随意契約としても、見積書を提出する段階で競争の意識があり、一般競争入札と同様、競争原理が伺える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場価格調査、往復割引価格にて算定している。この際、航空会社の指定はしていない。 ・ プロパンガスを提供できる有資格業者は3業者であり、見積りを依頼した3者の内、応札業者は2者である。 ・ 昨年も同じ業者である。 ・ 半年契約になっているので、半年間同じ金額であり、家庭用は1㎡当たり570円である。 ・ 町内に都市ガスが整備されていないので、プロパンガスに限定される。 ・ メーターとガスボンベは、業者側負担であり、その他の配管等は自衛隊側負担である。 ・ 公共建築工事共通費積算基準等のほか、一部は市場価格調査を行い、算定している。 ・ 予定価格が、予決令に規定する金額の範囲内であったため、随意契約とした。 ・ 実績はある。 ・ 現在は、100万円を越える場合は、公共調達の適正化の観点から、一般競争入札に付する等の処置を講じている。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし。</p>	